

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月3日

【四半期会計期間】 第119期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 株式会社栃木銀行

【英訳名】 THE TOCHIGI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 黒本淳之介

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

【電話番号】 宇都宮 028(633)1241(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 仲田裕之

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区三筋1丁目1番1号
株式会社栃木銀行東京事務所

【電話番号】 東京 03(5823)7700

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 古保文宏

【縦覧に供する場所】 株式会社栃木銀行東京支店
(東京都台東区三筋1丁目1番1号)
株式会社栃木銀行大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区上小町482番1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		2020年度 第1四半期連結 累計期間	2021年度 第1四半期連結 累計期間	2020年度
		(自2020年4月1日 至2020年6月30日)	(自2021年4月1日 至2021年6月30日)	(自2020年4月1日 至2021年3月31日)
経常収益	百万円	9,876	10,523	40,238
経常利益	百万円	1,747	2,505	4,525
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	1,128	1,727	
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円			2,081
四半期包括利益	百万円	5,254	2,067	
包括利益	百万円			10,291
純資産額	百万円	164,656	169,850	168,317
総資産額	百万円	3,099,846	3,358,020	3,261,125
1株当たり四半期純利益	円	10.81	16.55	
1株当たり当期純利益	円			19.94
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	10.78	16.47	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円			19.85
自己資本比率	%	5.12	5.02	5.12

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計 - (四半期)期末株式引受権 - (四半期)期末新株予約権 - (四半期)期末非支配株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間（自2021年4月1日至2021年6月30日）の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、役務取引等収益の増加等により前年同期比6億46百万円増加し105億23百万円となりました。また経常費用は、営業経費の減少等により前年同期比1億11百万円減少し80億18百万円となりました。

この結果、経常利益は25億5百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は17億27百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の資産は、貸出金の増加等により前連結会計年度末比968億円増加し、3兆3,580億円となりました。負債は、預金の増加等により前連結会計年度末比953億円増加し、3兆1,881億円となりました。また純資産は、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末比15億円増加の1,698億円となりました。

なお、前連結会計年度において、「銀行業」及び「金融商品取引業」を報告セグメントとして、セグメント情報における区分ごとの業績を記載しておりましたが、当第1四半期連結会計期間において「金融商品取引業」について量的な重要性が低下し、当行グループの業績における「金融商品取引業」を含む「その他」の重要性が乏しくなったことから、報告セグメントを「銀行業」のみとしたため、セグメント情報における区分ごとの業績の記載はしていません。

また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等の適用により、利益剰余金の期首残高が248百万円減少しております。

主要勘定の状況は次のとおりとなりました。

預金

個人預金の増加等により、預金残高は前連結会計年度末比850億円増加し3兆82億円となりました。

貸出金

貸出金残高は前連結会計年度末比178億円増加し1兆9,797億円となりました。

有価証券

有価証券残高は、前連結会計年度末比229億円増加し6,014億円となりました。

前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う経済への影響は、当該感染症へのワクチン接種が国内でも開始される一方で、感染再拡大が発生していること等を踏まえ、感染拡大状況の緩やかな収束と、経済の緩やかな回復の想定時期を当連結会計年度中としており、当第1四半期連結会計期間末において、当該想定に重要な変更はありません。当該想定範囲で、貸出先によってその程度は異なるものの、貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定に基づいて、債務者区分を決定し貸倒引当金を計上しております。また、当該感染症の感染拡大に伴う影響により、特定の貸出先において将来の財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が認められることから、当該影響を見積り、予想損失率の必要な修正を行い貸倒引当金を計上しており、当第1四半期連結会計期間末における当該引当金の残高は880百万円であります。

これらの見積りの前提となる状況が変化した場合には、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間以降において貸倒引当金は増減する可能性があります。

なお、当該感染症の広がり方や収束時期、特定の貸出先に対する影響等に関しては、参考となる前例や統一的な見解がないため、一定の仮定を置いたうえで、入手可能な外部及び内部情報に基づき最善の見積りを行っております。

国内・国際業務部門別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支は66億円、役務取引等収支は11億円、その他業務収支は0.8億円となりました。

このうち、国内業務部門の資金運用収支は65億円、役務取引等収支は11億円、その他業務収支は0.8億円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は0.1億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	7,033	22	7,055
	当第1四半期連結累計期間	6,586	18	6,604
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	7,145	26	1 7,170
	当第1四半期連結累計期間	6,661	18	0 6,679
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	112	3	1 114
	当第1四半期連結累計期間	74	0	0 74
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	774	1	775
	当第1四半期連結累計期間	1,194	0	1,194
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,612	2	1,614
	当第1四半期連結累計期間	2,097	1	2,098
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	838	1	839
	当第1四半期連結累計期間	902	1	903
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	145	5	150
	当第1四半期連結累計期間	81	4	86
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	198	5	203
	当第1四半期連結累計期間	408	5	414
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	53		53
	当第1四半期連結累計期間	327	0	328

(注) 1 「国内業務部門」とは当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(外書き)であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益は20億円、役務取引等費用は9億円となりました。

このうち、国内業務部門の役務取引等収益は20億円、役務取引等費用は9億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,612	2	1,614
	当第1四半期連結累計期間	2,097	1	2,098
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	443		443
	当第1四半期連結累計期間	457		457
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	424	1	426
	当第1四半期連結累計期間	436	1	438
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	23		23
	当第1四半期連結累計期間	14		14
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	202		202
	当第1四半期連結累計期間	246		246
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	3		3
	当第1四半期連結累計期間	44		44
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	24	0	24
	当第1四半期連結累計期間	10	0	10
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	838	1	839
	当第1四半期連結累計期間	902	1	903
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	82	1	83
	当第1四半期連結累計期間	82	1	83

(注) 「国内業務部門」とは当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	2,843,303	5,391	2,848,694
	当第1四半期連結会計期間	3,003,715	4,486	3,008,201
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,822,924		1,822,924
	当第1四半期連結会計期間	1,998,935		1,998,935
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	1,010,246		1,010,246
	当第1四半期連結会計期間	999,151		999,151
うちその他	前第1四半期連結会計期間	10,131	5,391	15,522
	当第1四半期連結会計期間	5,628	4,486	10,115
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	26,738		26,738
	当第1四半期連結会計期間	3,644		3,644
総合計	前第1四半期連結会計期間	2,870,041	5,391	2,875,433
	当第1四半期連結会計期間	3,007,360	4,486	3,011,846

- (注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 3 「国内業務部門」とは当行の円建取引、「国際業務部門」とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,974,812	100.00	1,979,748	100.00
製造業	160,562	8.13	148,324	7.49
農業, 林業	8,055	0.41	7,491	0.38
漁業	764	0.04	760	0.04
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,733	0.14	2,444	0.12
建設業	85,841	4.35	91,196	4.61
電気・ガス・熱供給・水道業	33,566	1.70	30,638	1.55
情報通信業	11,704	0.59	11,876	0.60
運輸業, 郵便業	67,150	3.40	66,180	3.34
卸売業, 小売業	160,366	8.12	152,431	7.70
金融業, 保険業	50,366	2.55	50,658	2.56
不動産業, 物品賃貸業	308,408	15.62	303,579	15.33
各種サービス業	197,364	9.99	197,511	9.98
地方公共団体	250,696	12.69	271,403	13.71
その他	637,232	32.27	645,251	32.59
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,974,812		1,979,748	

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	212,000,000
計	212,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月3日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	109,608,000	109,608,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株でありま す。
計	109,608,000	109,608,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年6月30日		109,608		27,408		26,150

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,229,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 104,302,600	1,043,026	
単元未満株式	普通株式 76,000		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	109,608,000		
総株主の議決権		1,043,026	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が12千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が120個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には当行所有の自己株式47株が含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市 西2丁目1番18号	5,229,400	-	5,229,400	4.77
計		5,229,400	-	5,229,400	4.77

(注) 株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
現金預け金	658,859	714,363
コールローン及び買入手形	4,038	3,265
商品有価証券	67	36
金銭の信託	1,135	1,081
有価証券	578,557	601,471
貸出金	1 1,961,883	1 1,979,748
外国為替	2,527	2,311
その他資産	36,891	38,421
有形固定資産	21,835	21,714
無形固定資産	584	715
退職給付に係る資産	2,592	2,784
繰延税金資産	4,417	4,013
支払承諾見返	2,804	2,711
貸倒引当金	15,070	14,617
資産の部合計	3,261,125	3,358,020
負債の部		
預金	2,923,183	3,008,201
譲渡性預金	11,812	3,644
借入金	132,733	146,087
外国為替	32	9
その他負債	19,490	25,420
賞与引当金	953	273
役員賞与引当金	34	8
退職給付に係る負債	238	284
睡眠預金払戻損失引当金	268	267
偶発損失引当金	209	211
特別法上の引当金	7	8
再評価に係る繰延税金負債	1,039	1,039
支払承諾	2,804	2,711
負債の部合計	3,092,807	3,188,170
純資産の部		
資本金	27,408	27,408
資本剰余金	30,036	30,036
利益剰余金	113,473	114,691
自己株式	2,346	2,346
株主資本合計	168,572	169,790
その他有価証券評価差額金	2,022	1,677
土地再評価差額金	793	793
退職給付に係る調整累計額	1,268	1,203
その他の包括利益累計額合計	1,547	1,267
新株予約権	132	132
非支配株主持分	1,159	1,194
純資産の部合計	168,317	169,850
負債及び純資産の部合計	3,261,125	3,358,020

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
経常収益	9,876	10,523
資金運用収益	7,170	6,679
(うち貸出金利息)	5,149	5,149
(うち有価証券利息配当金)	1,937	1,409
役務取引等収益	1,614	2,098
その他業務収益	203	414
その他経常収益	¹ 887	¹ 1,331
経常費用	8,129	8,018
資金調達費用	114	74
(うち預金利息)	106	67
役務取引等費用	839	903
その他業務費用	53	328
営業経費	6,105	6,063
その他経常費用	² 1,017	² 648
経常利益	1,747	2,505
特別利益	8	38
固定資産処分益	7	38
金融商品取引責任準備金取崩額	1	
特別損失	5	12
固定資産処分損	5	11
金融商品取引責任準備金繰入額		0
税金等調整前四半期純利益	1,749	2,530
法人税、住民税及び事業税	225	397
法人税等調整額	371	346
法人税等合計	597	744
四半期純利益	1,152	1,786
非支配株主に帰属する四半期純利益	23	59
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,128	1,727

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益	1,152	1,786
その他の包括利益	4,101	280
その他有価証券評価差額金	4,030	345
退職給付に係る調整額	71	65
四半期包括利益	5,254	2,067
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,226	2,007
非支配株主に係る四半期包括利益	27	59

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、対価の受領時点を基準に収益を認識していた一部の手数料等(主として役務取引等収益に計上)については、顧客との契約における財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時点で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金が248百万円減少し、その他負債が319百万円、繰延税金資産が70百万円それぞれ増加しております。また、当第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められ、債務保証に準じて処理していたクレジット・デリバティブについて時価評価を行っておりますが、当第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済への影響は、当該感染症へのワクチン接種が国内でも開始される一方で、感染再拡大が発生していること等を踏まえ、感染拡大状況の緩やかな収束と、経済の緩やかな回復の想定時期を当連結会計年度中としており、当第1四半期連結会計期間末において、当該想定に重要な変更はありません。当該想定範囲で、貸出先によってその程度は異なるものの、貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定に基づいて、債務者区分を決定し貸倒引当金を計上しております。また、当該感染症の感染拡大に伴う影響により、特定の貸出先において将来の財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が認められることから、当該影響を見積り、予想損失率の必要な修正を行い貸倒引当金を計上しており、当第1四半期連結会計期間末における当該引当金の残高は880百万円であります。

これらの見積りの前提となる状況が変化した場合には、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間以降において貸倒引当金は増減する可能性があります。

なお、当該感染症の広がり方や収束時期、特定の貸出先に対する影響等に関しては、参考となる前例や統一的な見解がないため、一定の仮定を置いたうえで、入手可能な外部及び内部情報に基づき最善の見積りを行っております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
破綻先債権額	174百万円	191百万円
延滞債権額	45,017百万円	45,424百万円
3ヵ月以上延滞債権額	30百万円	0百万円
貸出条件緩和債権額	786百万円	1,412百万円
合計額	46,010百万円	47,028百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期連結損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
貸倒引当金戻入益	135百万円	415百万円
償却債権取立益	36百万円	69百万円
株式等売却益	10百万円	162百万円

2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
貸出金償却	225百万円	143百万円
株式等償却	226百万円	百万円
株式等売却損	74百万円	16百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	331百万円	298百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	260	2.5	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	260	2.5	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

当行グループは、報告セグメントが「銀行業」のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」には金融商品取引業務等が含まれております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

当行グループは、報告セグメントが「銀行業」のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」には金融商品取引業務等が含まれております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、「銀行業」及び「金融商品取引業」を報告セグメントとしてセグメント情報の記載をしておりましたが、当第1四半期連結会計期間において「金融商品取引業」について量的な重要性が低下し、当行グループの業績における「金融商品取引業」を含む「その他」の重要性が乏しくなったことから、報告セグメントを「銀行業」のみとしております。そのため、当第1四半期連結累計期間よりセグメント情報の記載を省略することとしております。

(収益認識関係)

(単位：百万円)

区分	当第1四半期連結累計期間 自 2021年4月1日 至 2021年6月30日
経常収益	10,523
うち 資金運用収益	6,679
うち 役務取引等収益	2,098
預金・貸出業務	457
為替業務	438
証券関連業務	14
代理業務	246
1 金融商品取引業務	351
その他	590
うち その他業務収益	414
2 商品有価証券売買益	372
その他	41
うち その他経常収益	1,331
貸倒引当金戻入益	415
償却債権取立益	69
株式等売却益	162
3 その他	683

(注) 上表には「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)等に基づく収益も含んでおります。

- 1 金融商品取引業務に係る収益は、連結子会社のとちぎんTT証券株式会社の「金融商品取引業」から発生しております。
- 2 商品有価証券売買益は、主にとちぎんTT証券株式会社の「金融商品取引業」から発生しております。
- 3 その他の収益は、主に連結子会社の株式会社とちぎんリーシングの「リース業」及び株式会社とちぎんカード・サービスの「カード業」から発生しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	円	10.81	16.55
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	1,128	1,727
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益	百万円	1,128	1,727
普通株式の期中平均株式数	千株	104,378	104,378
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益	円	10.78	16.47
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益 調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	362	534
うち新株予約権	千株	362	534
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年 7月30日

株式会社 栃 木 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト - マ ツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 曲 秀 一 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 坂 京 子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レ

ビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。